

2013 年（H25、1 月）2 つの出来事が明るみになった

- 大阪市立高校バスケットボール部主将が顧問教諭の暴力行為を苦に自殺
- 女子柔道ナショナルチームにおける監督の暴力行為



2013 年 スポーツ界における暴力行為根絶宣言

- 日本スポーツ協会、JOC で採択

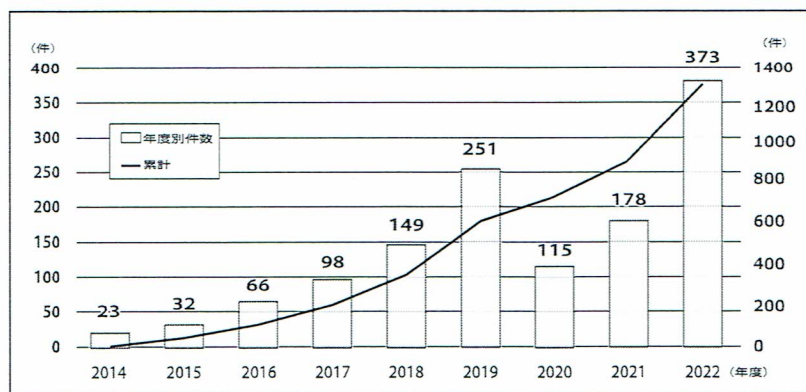


2019 年（R1、8 月）スポーツ団体ガバナンスコード策定 スポーツ庁

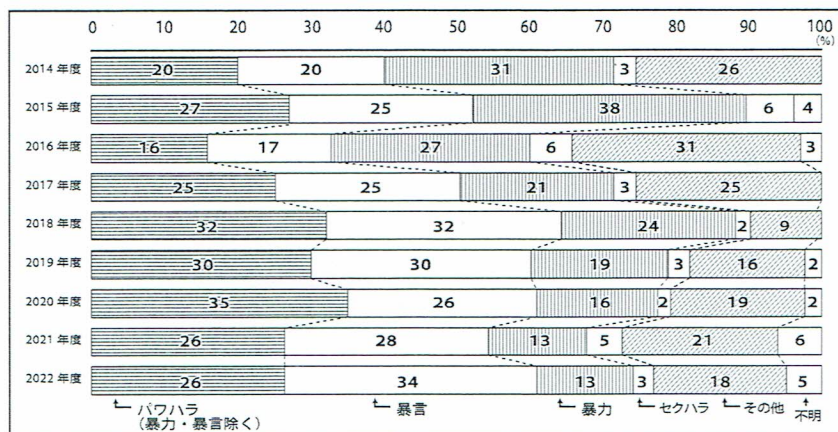
- スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範（一般スポーツ団体向け 原則 1～5）



- 2013 年、暴力行為根絶宣言採択以降、意識の浸透・相談窓口の増加等により暴力行為は減少したものの、目に見えない形でのパワハラ、陰湿行為等が増加した。
（相談件数 2022 年＝373 件、2023 年＝485 件、過去最高）



年度別相談件数推移（2022 年度末現在）



年度別相談内容内訳（2022 年度末現在）

2023 年（R5、4 月）NO! スポハラ活動スタート 日本スポーツ協会

「スポハラ」が起きないことを目指すだけでなく、「誰もが安全・安心にスポーツを楽しむ社会を作る」ための活動です。

そのために、スポーツに関わるみんなが、「スポハラ」はあってはならないもの、ダメなもの「NO！スポハラ」という価値観をもてるようになることを目指します。

スポハラとは
スポーツの現場において、
「暴力」「暴言」「ハラスメント」「差別」など
“安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”

- ・指導者とプレーヤー間のみならず、スポーツ現場の関係者、誰によっても誰に対してでもスポハラは起こります。



スポハラの類型（代表例）

スポハラすなわち「安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為」の代表例としては、以下の行為があります。

また、スポーツに携わるすべての人が加害者にも、被害者にもなる可能性があります。

- パワー・ハラスメント
- セクシュアル・ハラスメント
- 暴力・暴行その他の身体的虐待（体罰を含む）
- 暴言その他の精神的虐待
- 性的虐待
- 無視・仲間外れ
- 不適切又は不合理な指導
- 差別的言動

スポーツ統括団体や競技団体等の登録者であれば、上記行為を理由に、各種の規定によって懲罰を受けることがあります。

他方、

- 他人に対する配慮の不足
- 人間としての尊厳に対する尊重の不足

などは、常にスポハラにあたるとまではいえませんが、他人に配慮し、他人を尊重することは「安全・安心にスポーツを楽しむ社会を作る」上では必要不可欠といえます。

（「NO! スポハラ」活動実行委員会作成,2023）